

令和8年度
いじめ防止対策基本方針

堺市立福泉小学校

目次

第1章	いじめに対する本校の基本認識	3
第2章	いじめの未然防止に向けて	3～4
第3章	早期発見に向けて	4～5
第4章	早期解決に向けて	4～8
第5章	「いじめ防止対策委員会」の設置と校内研修の実施	8
第6章	ネット上のトラブル対応について	8
第7章	いじめ防止対策における留意事項	9
第8章	市教委への報告について	9
第9章	いじめ防止に関する年間計画	10
第10章	関係機関について	11
参考資料		
	・スマイルチェック	12
	・スマイルチェックについて	13
	・いじめを早期の発見するポイント	14

第1章 いじめに対する本校の基本認識

「いじめ防止対策推進法」より

1. 総則・基本方針

<第2条 定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童は、「いじめはしてはいけないもの」と言葉では知っている。いじめは、いじめを受けた児童の将来にわたって心を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす。最悪の場合、自ら命を絶つこともある。なぜ、いじめが起きるのかその要因として、2通り考えられる。

1つは、いじめと認識しながら意図的にいじめを行っている場合である。その場合、「いじめは絶対に許されない」という指導だけでなく、加害児童が抱えている複雑な事情や背景にあるものを考慮に入れた指導が必要である。

もう1つは、自分が行っている行為や自分の周りで起こっていることがいじめであるとわからない場合である。例えば、けんかやふざけ合いのように、見えない所で被害が発生している場合である。この場合、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

いずれの場合においても、学校は、当事者間でいじめを解決するだけでなく、その他の児童も含めて自分自身を振り返る場をつくり、人としてのあり方や生き方を児童さらには保護者とともに考えていかなければならない。また、日ごろから自分を大切に、他者を大切に、互いに支え合う、対等で豊かな人間関係づくりを積極的に進めることや、「嫌なことを素直に言える」「嫌なことを我慢せずに話せる」という安心して自分の思いを話すことができる環境づくりが必要である。それらのことを踏まえ、本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る事象である」という認識をもち、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに取り組む。

第2章 いじめの未然防止に向けて

いじめの未然防止に当たっては、学校や学級が人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが必要である。そのためには、人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて総合的に推進する必要がある。特に、児童

が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための「想像力」や「感受性」を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを推進していくことが重要である。そうした取り組みのなかで個々の力を高めるとともに、集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、すべての教職員が一丸となって取り組むことはもちろん、地域や関係諸機関との連携を強化し、いじめの未然防止に努めている。

- (1) 児童が、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら解決に向けて行動できる集団づくりに努める。
- (2) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検する。
- (3) 児童理解のための定期的な情報交換や研修を実施するとともに、いじめ相談体制の整備・点検を行う。
- (4) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (5) 学校生活での悩みの解消や、家庭状況の厳しさからくるストレスの解消を図るため、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- (6) 日ごろから、一人ひとりの自尊感情を高めることを意識した、個を大切にした授業づくりに努める。
- (7) 特に配慮が必要な児童への適切な支援を行う。

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
(被災児童)

第3章 早期発見に向けて

いじめにあっている児童の特性として、いじめを認めることが恥ずかしいと考えたり、いじめが拡大・深刻化するのを恐れるあまりに、いじめられていることを訴えることができなかつたりということが多くある。いじめの長期化・深刻化を防ぐためにも、教職員は、児童の何げない言動のなかから心の訴えを感じ取る鋭い感性や、集団の中に見え隠れするいじめの構造に気づく深い洞察力が求められる。児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、すべての教職員が児童の情報を共有し、迅速に対応できるよう、組織的に取り組んでいく。また、保護者や地域とも連携して児童を見守り、情報を共有できるような関係性を築くように努めていく。

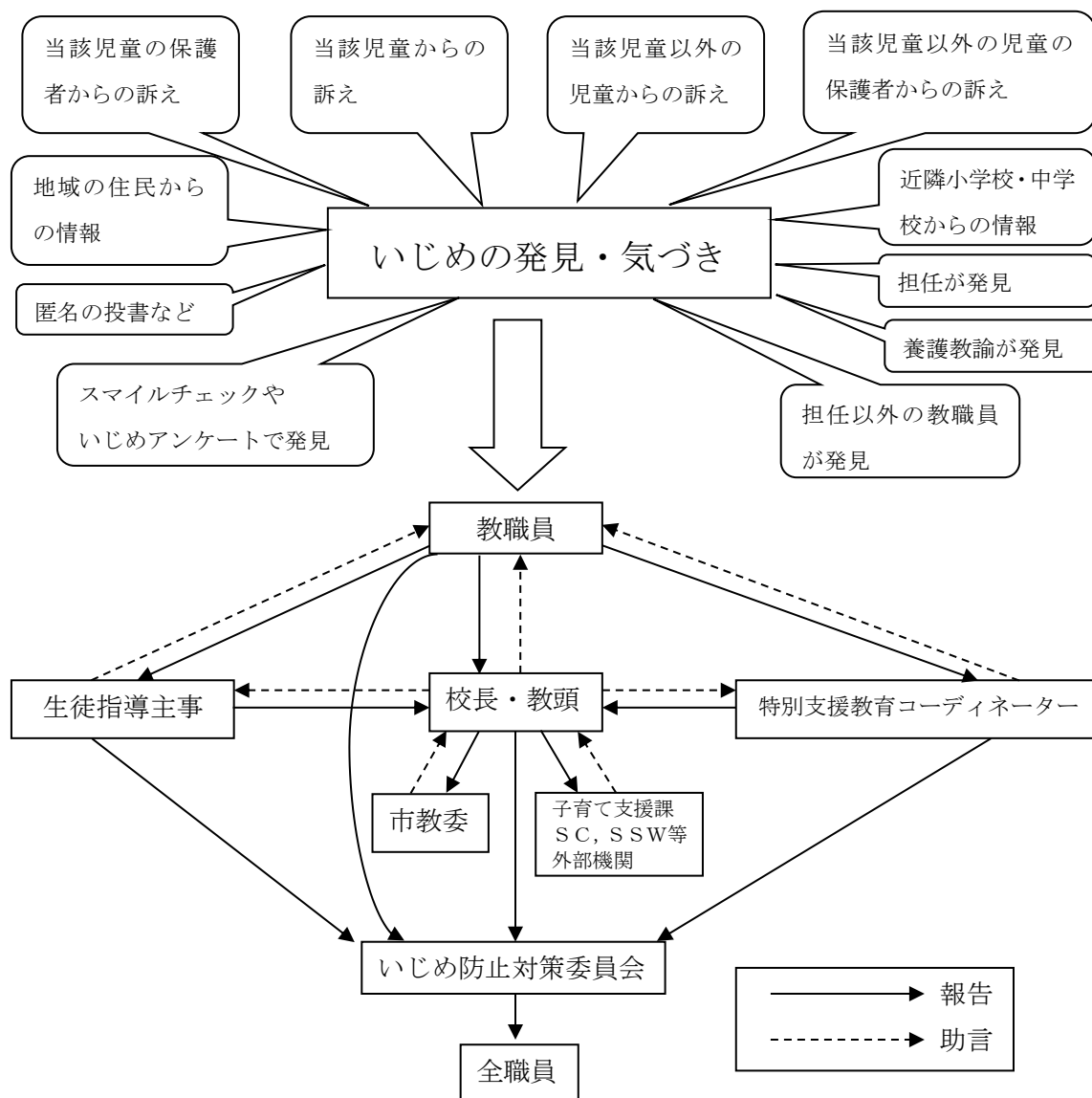
- (1) 児童の声に耳を傾ける。(スマイルチェック・いじめアンケート)

本校で「いじめアンケート」を学期1回、年間3回実施する。「いじめアンケート」を行わない月は「スマイルチェック」を行い、いじめについての状況把握に努める。

- (2) 保護者と情報を共有する。(連絡帳・電話・家庭訪問・学級懇談会・PTA会議等)
- (3) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加・関係機関との連携会議等)
- (4) すべての教職員が情報を共有する。(職員会議での定期的な情報交換)

第4章 早期解決に向けて

いじめを発見した時、いじめの疑いがある時の組織対応の流れ



いじめ問題が発生した時には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決をめざす。被害児童のケアが最優先であるのは当然だが、加害児童の原因・背景を把握し指導に当たることが重要である。いじめに関係した児童どう

しが豊かな人間関係を再構築する営みを通じて、事象の教訓化を行い、集団全体の教育課題へと高めることが大切である。

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員は直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、速やかに事情を聴き取るなどの取り組みをスタートさせる。

i 対応全般について

いじめの対応については、教職員が一人で判断するのではなく、少なくとも学年集団など複数で判断する必要がある。早期解決が望ましいが、十分聴き取りを行う必要があるため、急ぎすぎず長期的な対応になることも視野に入れておく。

- ①被害児童・加害児童それぞれの聞き取りを、担任・学年・担任外の先生、支援学級の先生、養護教諭などで別々に行う。
- ②「いつ（いつから）」「どこで」「だれが、だれを、だれと」「何を」「どのように」「なぜ」を明確にメモする。
- ③聴き取りの照合を必ず行う。
- ④現場に行き確認する。（子どもの動き、言動の程度の確認をする。）

ii 被害児童について

- ①共感的な受容の姿勢で十分に話を聞き、被害児童の心のケアに努める。

- ・時間をかけて、ゆっくり話を聞く。
- ・「つらかったね。」「いやだったね。」などの言葉で安心感を与える。
- ・児童本人の意思を尊重しながら、具体的な改善方法を児童本人と考えていく。

- ②児童だけでなく保護者にも安心感が生まれるようにする。

- ・保護者の意向に沿った対応をとる必要もあるので、連絡を密にする。
- ・保護者に対して具体的な解決策を提示する必要がある。

- ③過去の人間関係のトラブルもできる限りのなかで対応する。

- ・教職員は、授業はもとより、クラブ活動・委員会活動を含め、すべての教育活動において被害児童を見守っていく。

iii 加害児童について

- ①「いじめは許さない」という姿勢で関わる。（基本的に話は聞くが共感しない。）

- ・いじめ行為は早急に止めさせる。
- ・事実をきちんと聴き取り、加害児童の感情を評価することなく、いじめに相当する行動面を明らかにする。さらに、人間関係やその児童の根底にある価値観をしっかりとらえた指導を行い再発を防ぐ。

- ②自分を見つめる機会をつくりだす。（自分の言葉で話をさせること）

- ・「なぜそういうことをしたのか」しっかり考えさせる。
- ・出来事が起こった意味をしっかりと考えさせる。

（例）いじめた子が抱えている背景。（人間関係・家庭環境等）

- ③たくさんの目で見守っていく体制をとる。

- ・加害児童の保護者には、事実をしっかりと伝え、今後、教職員と連携しながら見守っていく旨を伝える。
- ・教職員は、授業はもとより、クラブ活動・委員会活動を含め、すべての教育活動において加害児童を見守っていく。

ivその他の児童について

①自分自身の問題として考えさせる。

- ・「いつか加害者や被害者になるかもしれない」ということを考えさせ、他人ごとではなく、自分自身のこととして考えさせる。

②自分の立場がどうであったかを考えさせる。

- ・「やめたほうが良いと思っていたがなにも言わなかった」「直接いじめはしなかったが、周りではやし立てていた」など、いじめ事象に対する認識が薄かったり、いじめがその他の児童の存在で継続・深刻化したりしている可能性もある。それらの行動を決して責めたりせず、ともにいじめについて考えていこうという姿勢で指導を行う。

③いじめの事実を学級で伝える。

※被害児童・加害児童とその保護者の了承を得たうえで

- ・いじめが起こった意味を学級でしっかり考える。
- ・個人・集団として、今後どのように解決していくか考える。

vいじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

- (2) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際に、適切に引き継いだり、情報提供したりできるようにしておく。

<記入上の留意点>

- 被害児童・加害児童の名前を正確に記入すること。
- 対応の概要がわかるように具体的に記入すること。
- 加害児童から被害児童への謝罪の有無や加害児童の保護者から被害児童の保護者への謝罪の有無について必ず記入すること。

- (3) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部機関と連携し、被害児童・加害児童の心のケアを図る。
- (4) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握してない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。重大事態が生じた場合は教育委員会へ報告を行い、いじめ防止対策委員会が調査機関として事実確認等徹底した調査に努め、調査結果についても教育委員会に速やかに提出する。

第5章 「いじめ防止対策委員会」の設置と校内研修の実施

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭等を構成員とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、すべての教職員が一丸となって取り組んでいく。また、いじめに関するアンケート（いじめアンケート・スマイルチェック）調査の結果から、いじめが疑われる場合や、いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員は直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに事情を聴き取るなどの取り組みをスタートさせる。必要に応じて、専門家や関係機関と連携を取りながら対応を進める。さらに、私たちすべての教職員がいじめに対する認識を深め、適切な対応がとれるように、研修を実施する。

第6章 ネット上のトラブル対応について

携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、携帯電話のメール機能を使ったいじめやLINE等によるいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくい重大な問題になりつつある。とくに、携帯電話やスマートフォンの所持率が高い本校においては、深刻な問題であり、早急に対応していかなければならない。子どもたちには「ネットいじめ防止プログラム」を活用した指導などを実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。また、保護者には携帯電話やスマートフォン等のフィルタリングについてやLINEの危険性について知らせ、理解と支援を求めていく。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局や地方法務局の協力を求める。なお、子どもたちの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署とも連携し、適切な援助を求める。

第7章 いじめ防止対策における留意事項

いじめを発見したり、報告を受けたりしたとき、すべての教職員が次の点に留意して、児童の指導に当たることとする。

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、しっかりと指導すること。
- (2) いじめを知らせてきた子どもの安全を十分に確保すること。

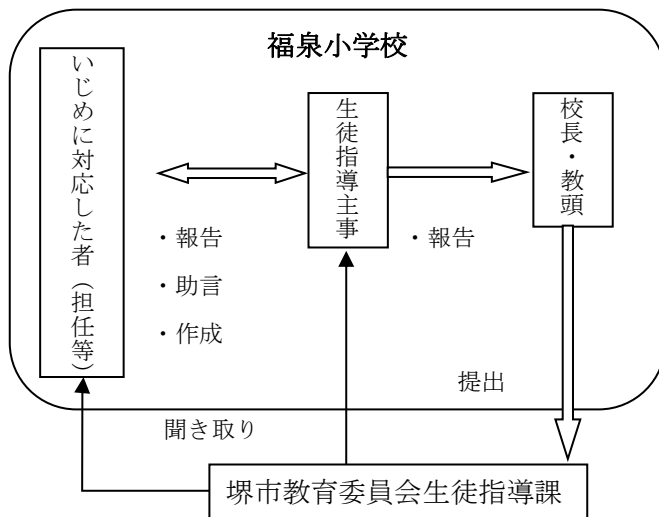
- (3) いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題だと捉えさせる。たとえ、いじめを止められなくても、誰かに伝える勇気を持つよう伝えること。
- (4) いじめをはやしたてたり同調したりしていた子どもに対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させること。

第8章 市教委への報告について

いじめ防止対策委員会に報告されたすべてのいじめの事例について、報告書を作成する。事実を確認した結果、悪質であったり、大怪我を伴ったりするもので、報告が必要と判断したものに関しては、教育委員会にその内容を報告する。

※ただし、重大事態に陥るケースについては、ただちに教育委員会に報告する。

<基本的な報告の流れ>



月	教師	児童	保護者	連絡会
4	いじめ防止対策委員会の設置 いじめの解決に向けての 緊急対策の周知 校長講話 学級指導	いじめの相談窓口についての お知らせ配布 スマイルチェック 入学式 対面式	いじめの相談窓口について のお知らせ配布 授業参観	自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
5	児童についての情報交換会 いじめ対策委員会	スマイルチェック		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
6	アンケート集約と対応 いじめ防止対策委員会	非行防止教室（ネットいじめ） いじめアンケート	土曜参観	自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
7	いじめ防止対策委員会	スマイルチェック		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会 健全育成協議会
8	児童についての情報交換会 校内研修 （いじめ早期発見など）			
9	校長講話 学級指導 いじめ防止対策委員会	スマイルチェック 宿泊活動 修学旅行 キャップハンディ体験 CAPプログラム		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
10	いじめ防止対策委員会	スマイルチェック たてわり活動		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
11	アンケート集約と対応 いじめ防止対策委員会	学年別体育大会 いじめアンケート	学校教育自己診断による調査	自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会 健全育成協議会
12	いじめ防止対策委員会	スマイルチェック にんげん学習交流会 たてわり活動		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
1	校長講話 学級指導 学校教育自己診断 いじめ防止対策委員会	スマイルチェック		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
2	アンケート集約と対応 いじめ防止対策委員会	たてわり活動 いじめアンケート	オープンスクール	自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会
3	いじめ防止対策委員会	スマイルチェック 卒業式		自治会定例会 PTA 本部役員会 中学校区連絡会

第9章 いじめ防止に関する年間計画

第10章 関係機関について

<児童のための相談窓口>

- ・堺市教育委員会学校教育部生徒指導課 072-228-7536
- ・電話教育相談 こころホーン 072-270-5561 <24時間365日>
- ・面接相談<電話予約必要>
 - ソフィア教育相談 072-270-8121
 - ふれあい教育相談 072-245-2527
- ・ネットによるいじめ インターネットで『堺市 STOP ネットいじめ』を検索

<関係機関>

- ・堺市子ども相談所 072-245-9197
- ・西堺警察署 072-274-1234
- ・堺少年サポートセンター 少年育成室 (大阪府警察本部少年課)
072-274-2355